

自然再生基本方針の見直し案に関する意見の募集の実施結果について

資料1-3

自然再生基本方針の見直し案に関する意見の結果及び意見に対する考え方

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
1	1 (1)	6 ページの改正後欄の 6 行「位置づけ」は「位置付け」のほうがよい。3 4 ページの 1 0 行「関連付け」と同様に。	いただいたご意見のとおり、修文させていただきます。	
2	1 (3) ア	「自然再生基本方針 新旧対照表」の p. 10 の「変更後」の 9 行目、「代償措置（ミティゲーション）」という部分 <意見の要約> 「ミティゲーション」は、「回避・低減・代償」という環境保全措置の全体を指す用語であるため、「代償措置（ミティゲーション）」をこれまでどおり、「代償措置」とする必要があります。 <意見の内容・理由> 今回の基本方針の見直しで、「代償措置」に「（ミティゲーション）」を追記するとのことですが、適切ではなく、混乱をもたらします。「ミティゲーション」は、「回避・低減・代償」という環境保全措置の全体を指す用語です。実際、これまで環境省や農林水産省等の環境影響評価等の分野の資料において、そのように整理されてきました（以下の「参考」を参照のこと）。以上のことから、p. 10 の 9 行目の「代償措置（ミティゲーション）」という部分について、「意見の要約」に書かせていただいたとおり、これまでどおり、「代償措置」とする必要があります。	いただいたご意見のとおり、修文させていただきます。	
3	1 (3) ウ	添付資料 2 11 頁 19 行目 現行の自然再生基本方針は具体的な手法やモニタリングが不足しており、科学的知見に基づく評価と透明性の高い進捗管理が必要だ。官民連携と専門家の支援を強化し、長期目標に基づく持続可能な再生計画を進めるべき。	ご指摘の点については、「1 (3) 自然再生の基本的方向」の「イ 地域の多様な主体の参加と連携」、「ウ 科学的に知見に基づく実施」「エ 順応的な進め方」「オ 自然再生の継続実施」等の項目において記載していると考えています。このため、自然再生基本方針については原案のままとさせていただきますが、自然再生事業全体を推進する貴重なご意見と捉え、今後の取組の参考にさせていただきます。	
4	1 (3) ウ	また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握や伝承に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。 上記文章、上記含意をまるまる削除した見解をお示し願う。	ご指摘の内容は、1 (3)「キ 人と自然の関わりの歴史を踏まえた文化的な価値の創造」に移動しました。	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
5	2 (2)	【該当箇所】 添付資料2 22ページ 11行目 【意見の要約】 「やむを得ない理由で」を削除。 【意見内容】 協議会が解散するのは、会員の高齢化、後継者不足、運営資金不足等、協議会毎に抱えている様々な問題が理由である事が考えられますが、目的を達成した等の前向きな理由で解散することもあると考えられます。そこで「やむを得ない理由で」を削除し、協議会での合意だけで解散を決定出来る様にしては如何でしょうか。	ご指摘のとおり、解散を検討する理由は、協議会により様々と認識しております。「やむを得ない理由」は1つの事例と考え、記載しておりましたため、いただいたご意見を踏まえ、「自然再生の目的が十分に達成されたと判断し協議会としての活動を終了する場合や、やむを得ない理由で協議会の運営を継続することが困難となるなどの事情により協議会を解散する場合」と修文させていただきます。	
6	5 (1)ウ	【該当箇所】 自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図る 超音波の生態系への影響につきまして、調査をお願いいたします。理由は、聴覚の可聴域につきまして、他の生物は、我々人間よりも高音域では優れているからです。 具体的には、我々人間は、30Hzから20KHzでございます。クジラ類とイルカ類は、20Hzから150KHzでございます。コウモリ類は、15Hzから200KHzでございます。 魚類は20Hzから100kHz以上の範囲でございます。 馬は、は55Hzから33.5KHzといわれております。 クマは、人間よりよく聞こえて、高音に敏感でございます。 悪用された例として、1988年6月に、イギリスのアスコット競馬場で、超音波により競馬レースを不正に操作しようとした事件がございました。近年、超音波スピーカーが、誰でも手に入れることが可能になりました。例えば、LRAD Corporation製の長距離音響発生スピーカー「LRAD」が、インターネットでも手に入れることができます。超音波スピーカーとは、40kHzの超音波を変調することによって、可聴音を出現させる装置です。Bluetooth等の無線通信規格を悪用して、遠隔操作で、超音波を発することが可能でございます。 そこで、ご面倒ですが例えば以下につきまして、ご調査をお願いいたします。 1. 山中で、超音波スピーカーを発して、クマを里に下ろさせる 2. 海洋生物の海岸打ち上げについて、超音波によるへの影響 3. 競馬レース場に、超音波スピーカーを隠し入れて、馬を驚かせる	いただいたご意見は、今回の「自然再生基本方針」の見直しへの直接的なご意見ではないと考えられること、ご意見の科学的根が不明であることから、回答を控えさせていただきます。	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
7	5 (2) イ	<該当箇所> 「自然再生基本方針 新旧対照表」のp. 33の「変更後」の12-14行目、「特に農林水産業は、自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。」という部分 <意見の要約> 上記の該当箇所部分の文章を「特に農林水産業は、持続可能な生産活動の展開により、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に寄与するものです。」へと修正する必要があります。 <意見の内容・理由> 今の「農林水産業」を「持続可能な生産活動」、「二次的自然の形成に大きく寄与」と評価している、ととらえられる表現になっていますが、そのような評価は適切とはいえません。例えばそのうちの「農業」について、「今の農業」は、いわゆる「伝統的な農業」と異なり、化学肥料や化学農薬に大きく頼った農業となっています。 そして、化学肥料について言えば、そのもとである尿素、りん安（酸アンモニウム）、塩加里カンを、日本は、ほぼ全量、外国に頼っています。世界の需給動向、また、政治情勢等から、近年、肥料価格が急騰状態にあり、農業経営が圧迫されています。今の日本の農業については、総じて、まずこの点において、持続可能なもの、と言い難い状況にあります。 化学農薬（殺虫剤、除草剤等）については、戦後、生物多様性に影響のある農薬が、様々な使用方法で使われ、また、一例を挙げればアカトンボ類へのフィプロニルの影響が指摘されるなど、今も、田園地域・里地里山の生物多様性に悪影響を与えています。日本の農業全体としては、総じて以上のとおりですが、他方、地域によってはコウノトリ等の生き物を取組の指標種・シンボルとして掲げ、都市の消費者を含め、様々な主体が連携しつつ、有機農業等の持続可能な生産活動を展開し、二次的自然の保全・再生に寄与しているところがあります。しかし、そうした取組まだ一部にとどまっているというのが現状です。	当該箇所は、伝統的な農業も含めて農林水産業がこれまで二次的自然の形成に寄与してきた歴史的な背景についての記述であるため原案のままとさせていただきます。	
8	5 (2) カ	新旧対照表の39ページの改正後欄の14行「始めとする」は「はじめとする」のほうがよい。8ページの改正後欄の13行等の例と同様に。	いただいたご意見を踏まえ、同様の表現については「始め」に統一させていただきます。	
9	5 (2) キ	41ページの改正後欄の20行「イノシシ」についても、その対策について次行以降に記載したほうがよい。	いただいたご意見を踏まえ、イノシシに関する対策について、追記させていただきます。	

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	備考
10	5 (2) ク	ケ 小さな自然再生の推進 の文章 上記文章、上記含意をまるまる削除した見解をお示し願う。	ご指摘の内容は、1 (3) 「ク『小さな自然再生』など自然再生に資する取組の促進」に移動しました。	
11	その他	再エネによる自然環境への悪影響回避は、再エネ施設が人工物であり限り不可能であり、また、再エネ施設による自然への影響は未知の部分が多く、いったん自然環境・生態系が破壊されると、その再生には長期間を要することを鑑みれば、再エネ施設の設置は、原則禁止とすべきです。 しかしながら、再エネについて触れているのは、37ページだけで、しかもできる限り再エネを導入するというスタンスは変わりません。 他に、「再エネ施設による悪影響があること」に触れるべき部分として、4ページの「生態系の質を劣化させてきた」ものとして挙げるべきだし、9ページには「生物多様性基本法の基本原則を踏まえ、自然再生の視点として、次の4つを掲げます。」としているが、ここに、再生エネルギー施設の設置禁止も掲げるべき。 賛成できる点としては、16-17ページに「人が自然との関わりの歴史を踏まえた文化の中で得た知見や技術的ノウハウを、自然再生の取組に生かしていくことも重要です。例えば、わが国では、森林管理により生じる木材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、・・・」という記述と33ページに「みどりの食料システム戦略」について加筆されていることが挙げられます。	自然再生推進法は過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生の取組を促進するための枠組み等を定めたもので、法律には特定の行為を規制する条項は定められていません。自然再生基本方針は法律に基づく取組を進める上での基本的な方針をまとめたものであり、再生可能エネルギー施設等の個別の施策について規制する内容を記載するものではありません。なお、再生可能エネルギーの導入にあたっての自然環境との共生の考え方については「5 (2) エ 気候変動対策の取組」において記載しています。	